

平成29年 6月5日変更
~~平成29年 3月30日変更~~

レセプト電算処理システム マスターファイル仕様説明書

平成28年4月

編集 社会保険診療報酬支払基金

(7) 医科診療行為マスター

項番	項目名	形式			内 容
		モード	最大バロ	項目形式	
48	入院基本料等減算対象識別	数字	1	固定	<p>入院基本料等減算の対象となる診療行為であるか否かを表す。</p> <p>0 : 「1」から「5」以外の診療行為 1 : 選定療養、他医療機関受診、標欠、定数超過及び外泊による減算の対象となる入院基本料 2 : 標欠及び定数超過による減算の対象となる入院期間加算 3 : 選定療養（15%減算）の減算コード自体 4 : 他医療機関受診（10%、15%、20%、30%、又は40%又は55%減算）又は外泊（85%又は70%減算）の減算コード自体 5 : 定数超過（10%又は20%減算）又は標欠（10%、15%、2%又は3%減算）の減算コード自体</p>
49	ドナー分集計区分	数字	1	固定	<p>臓器提供者に要した費用を臓器受容者のレセプトに加算する診療行為であるか否かを表す。</p> <p>0 : 「1」から「5」以外の診療行為 1 : 生体腎移植術（提供者の療養上の費用）加算 2 : 造血幹細胞移植（提供者の療養上の費用）加算 3 : 生体皮膚移植（提供者の療養上の費用）加算 4 : 生体部分肝移植術（提供者の療養上の費用）加算 5 : 生体部分肺移植術（提供者の療養上の費用）加算</p>
50	検査等実施判断区分	数字	1	固定	<p>検査及び画像診断等の実施料又は判断料に関する診療行為であるか否かを表す。</p> <p>0 : 「1」及び「2」以外の診療行為 1 : 検体検査実施料、生体検査実施料、核医学撮影料、コンピューター断層撮影料又は病理標本作製料に関する診療行為 2 : 検体検査判断料、生体検査判断料、核医学診断料、コンピューター断層診断料、病理診断料又は病理判断料に関する診療行為</p>

